

質疑・回答書

告示番号	件 名	豊中市立武道館ひびき及び豊中市立青年の家いぶき大規模改修工事設計委託
No	質疑事項	回 答
1	委託概要書の9.追記に「当委託業務において設備設計で再委任を行うことは不可とする。」とありますが、再委任ではなく設備設計の一部を協力事務所に委託することは可能と考えてよろしいでしょうか。	今回予定の建築工事及び設備工事はそれぞれ同規模であり、本業務の主たる部分が意匠・設備設計共であるため、豊中市のホームページに掲載している契約検査課要綱一覧の「再委託に関するガイドライン」に基づき、再委任は不可としています。「当該業務に付随する業務」「当該業務の中心的なものに対し補助的な業務」と想定する構造設計業務・積算業務の再委任は、契約後に市の書面による承諾を得た上で可能とします。設備設計の一部を協力事務所に委託することは不可です。
2	委託概要書の9.追記に「当委託業務において設備設計で再委任を行うことは不可とする。」とありますが、構造、意匠についての再委任または一部を再委託することは行っても良いのでしょうか。	上記の回答と同様です。
3	委託概要書の9.追記に「改修後の建物が、建築基準法の既存不適合とならないよう調査・設計を行うこと。」とありますが、設計発注時点で考えておられる既存不適合項目を御提示ください。	本委託業務発注時点で想定している既存不適合の項目は、武道館ひびきの昇降機本体・特定天井・シックハウス等です。